

第6章

スポーツ立国の実現

総論

平成23年に制定されたスポーツ基本法において、スポーツは、世界共通の人類の文化であり、国民が生涯にわたり心身共に健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものであるとともに、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であるとされています。また、スポーツは、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国

際的地位の向上など、国民生活において多面にわたる役割を果たすものとされています。スポーツ庁では、このような理念を実現するため、スポーツを通じた健康増進、学校体育の充実、運動部活動改革、パラスポーツの振興、地域・経済の活性化、国際交流・協力、国際競技力の向上といった多様な施策を、関係省庁や企業と連携しながら総合的・一体的に推進しています。

第1節 スポーツ基本計画とスポーツ振興財源

1 スポーツ基本計画

「スポーツ基本計画」は、文部科学大臣がスポーツに関する施策の総合的・計画的な推進を図るために定めるものであり、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となってスポーツ立国の実現を目指す上での、重要な指針となるものです。

令和4年3月に策定された「第3期スポーツ基本計画」^{*1}では、2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会のスポーツ・レガシーの発展に向けて、特に重点的に取り組むべき施策を示すとともに、第2期スポーツ基本計画における「する」、「みる」、「ささえる」という視点に、①スポーツを「つくる／はぐくむ」、②「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる、③スポーツに「誰もがアクセス」できる、という「新たな3つの視点」を加え、それぞれの視点において具体的な施策を示しています。

スポーツ庁では「第3期スポーツ基本計画」に基づき、全ての人々がスポーツの力で輝き、前向きで活力のある社会、絆の強い世界、豊かな未来の実現を目指して、スポーツ行政に取り組むこととしています。

2 スポーツ振興財源

令和6年度のスポーツ庁のスポーツ関係予算として、約361億円を計上しました。一方、国費では行き届きにくいスポーツ振興活動への助成を行い、スポーツ振興の補完的財源としての役割を果たしているのがスポーツ振興投票とスポーツ振興基金です。

(1) スポーツ振興投票

スポーツ振興投票は、誰もが身近にスポーツに親しめる環境の整備、将来性を有する競技者の発掘・育成等のための財源の確保を目的として、実施されています。

スポーツ振興投票の対象となる試合の指定、くじの販売、試合結果に基づく当せん金の確定及び払戻等の業務は、日本スポーツ振興センター（JSC）にて実施し、サッカーの複数の試合結果（勝敗・得点）を対象として、購入者が自分で予想を行う「toto」、コンピュータがランダムで試合結果を選択する「BIG」に加え、サッカー又はバスケットボールの単一試合や競技会の結果を予想する「WINNER」が販売されています。

スポーツ振興投票の実施により得られる収益は、スポーツの振興を目的とする事業への助成に活用されており、令和6年度は、約179億円を地方公共団体やスポーツ団体へ配分しています（図表2-6-1）。

*1 https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00001.htm

図表2-6-1

令和6年度スポーツ振興くじ助成金 配分額

助成区分	件数（件）	配分額
大規模スポーツ施設整備助成	6	6億6,681万円
地域スポーツ施設整備助成	262	69億9,070万円
総合型地域スポーツクラブ活動助成	160	2億7,754万円
地方公共団体スポーツ活動助成	485	18億1,755万円
将来性を有する競技者の発掘及び育成活動助成	100	22億3,752万円
スポーツ団体スポーツ活動助成	794	38億9,917万円
国際競技大会開催助成	20	20億3,170万円
合 計	1,827	179億2,099万円

※一万円未満の金額は四捨五入しているため、「合計」と「各助成金額の合計」は一致しない。

（２）スポーツ振興基金

スポーツ振興基金は、国際競技力の向上及びスポーツの裾野拡大を図るための財源の確保を目的として、JSCに設立されています。

現在は、民間寄附金を原資とする基金の運用益に加え、国の交付金等を活用して助成事業が行われており、令和6年度は、スポーツ団体が行うトップアスリートの強化事業等に約18億円を配分しています（図表2-6-2）。

図表2-6-2

令和6年度スポーツ振興基金助成金 配分額

助成活動名	件数（件）	配分額
スポーツ団体選手強化活動助成	21	4,040万円
スポーツ団体大会開催助成	167	6億8,848万円
選手・指導者研さん活動助成（※）	—	11億円
アスリート助成（※）	—	
合 計	188	18億2,888万円

※スポーツ振興くじの収益から充当。

第2節 スポーツを通じた健康増進

我が国の国民医療費が年間で40兆円を超える中、運動・スポーツに取り組むことによる効果として、健康増進、健康寿命^{*2}の延伸が注目されています。

スポーツを通じた健康増進を図るためには、国民全体のスポーツへの参画を促進するとともに、年齢・性別・障害の有無等にかかわらず、国民の誰もが、スポーツに親しむことのできる環境整備が必要です。

1 スポーツ参画人口の現状

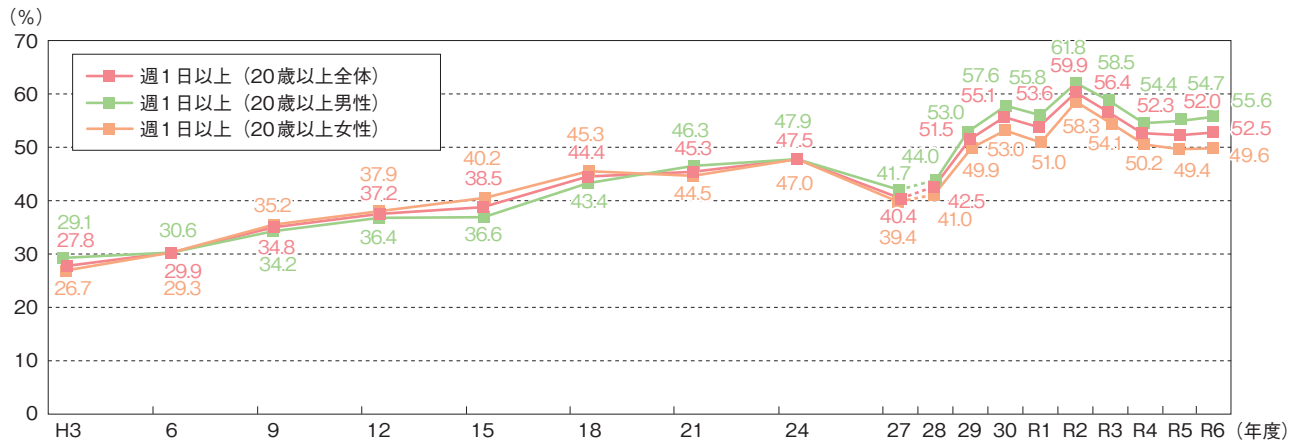
「第3期スポーツ基本計画」では、成人の週1回以上のスポーツ実施率を70%程度とする目標を掲げており、ま

た、1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上実施し、1年以上継続している運動習慣者の割合の増加を目指しています。令和6年度の調査では、20歳以上の週1日以上以上のスポーツ実施率は52.5%となっており、性別では、男性の実施率が55.6%、女性の実施率が49.6%と、女性の方が男性よりも6.0%低くなっています（図表2-6-3）。さらにこの1年間でスポーツを「する」、「みる」、「ささえる」のいずれかに参画した者の割合は80.6%（男性85.0%、女性76.3%）でした（図表2-6-4）。また、1日30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上実施し、1年以上継続している運動習慣者の割合は、20歳以上で26.9%となっています。

*2 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間

図表 2-6-3

20歳以上のスポーツ実施率の推移

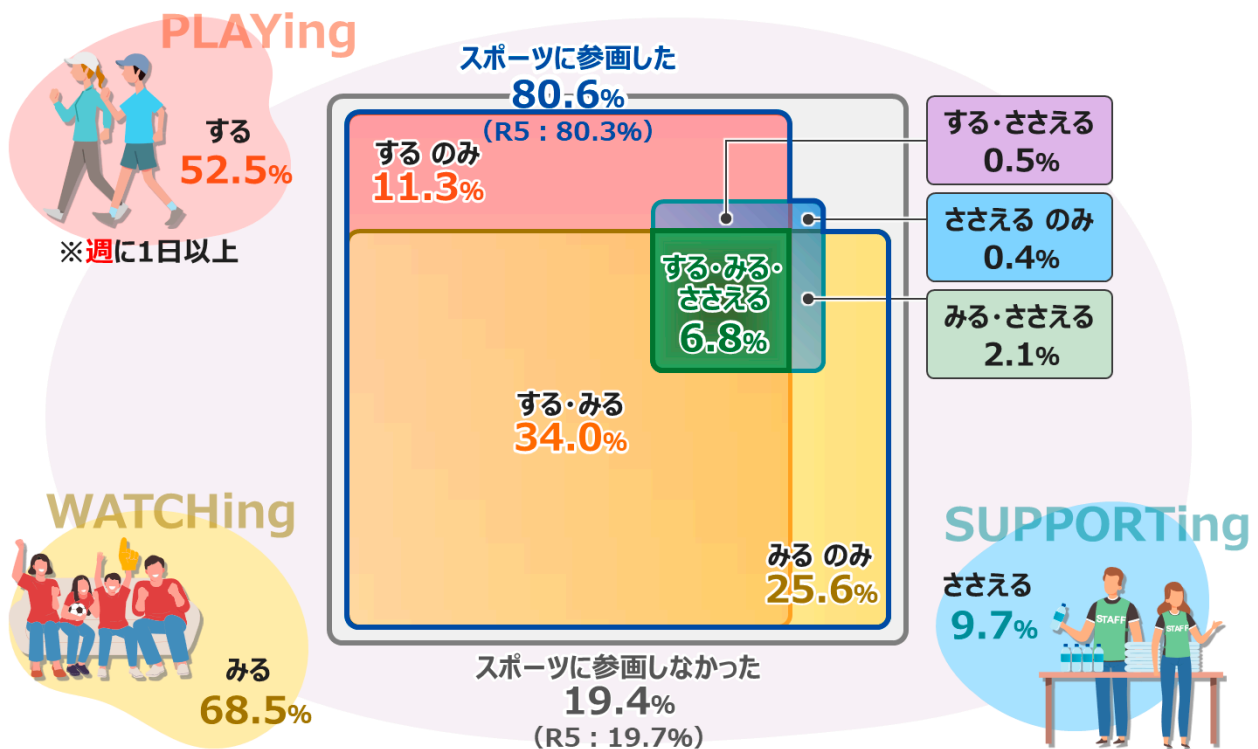


※第3期スポーツ基本計画（R4年度～8年度）においては、「成人のスポーツ実施率」は「20歳以上のスポーツ実施率」を用いて評価することとしている。

図表 2-6-4

「する・みる・ささえる」の割合

R6 スポーツ参画状況（する・みる・ささえる）の割合（全体：20～79歳）



※「する」の割合は、「この1年間に運動やスポーツを実施した日数」で週1日以上と回答した者の割合
 ※「みる」の割合は、「直接現地で」または「テレビやインターネットで」のいずれかを観戦した者の割合
 ※「ささえる」の割合は、「運動・スポーツをささえる活動」で「行っていない」と「わからない」を除いた割合

2 スポーツ実施率向上のための施策

(1) ライフステージ等に応じた施策

こうした現状を踏まえながら、スポーツの実施に関し、広く一般に向けた普及・啓発や環境整備を行うことにより、スポーツ実施率の向上を目指しています。

生活の中に自然とスポーツが取り込まれている「Sport in Life (スポーツ・イン・ライフ)」（生活の中にスポーツを）という姿を目指し、趣旨に賛同いただいた団体・企業等で構成するSport in Lifeコンソーシアムを運営し（令和6年度末の加盟団体数約4,600団体）、情報や資源のプラットフォームとすることを通じ、一体感をもった国民のスポーツ実施促進に係る取組を推進しています。具体的な取組としては、スポーツ人口拡大に資する優れた取組を表彰する「Sport in Lifeアワード」、従業員のスポーツ実施に向けた積極的な取組を行う企業を認定する「スポーツエールカンパニー」制度を実施するとともに（6年度認定企業数1,498社）、科学的知見の集積と普及、および活用によるスポーツを通じた国民の健康増進を図るための調査研究（「先端技術を活用したコンディショニング基盤実証研究」等）に取り組んでいます。また、「運動・スポーツ

習慣化促進事業」では、多くの住民がスポーツに興味・関心を持ち、スポーツの習慣化につながるよう、地方公共団体の取組や体制整備を支援しています。

そのほか、毎年10月を「体力づくり強調月間」として、広く国民に健康・体力づくりの重要性を呼び掛けています。

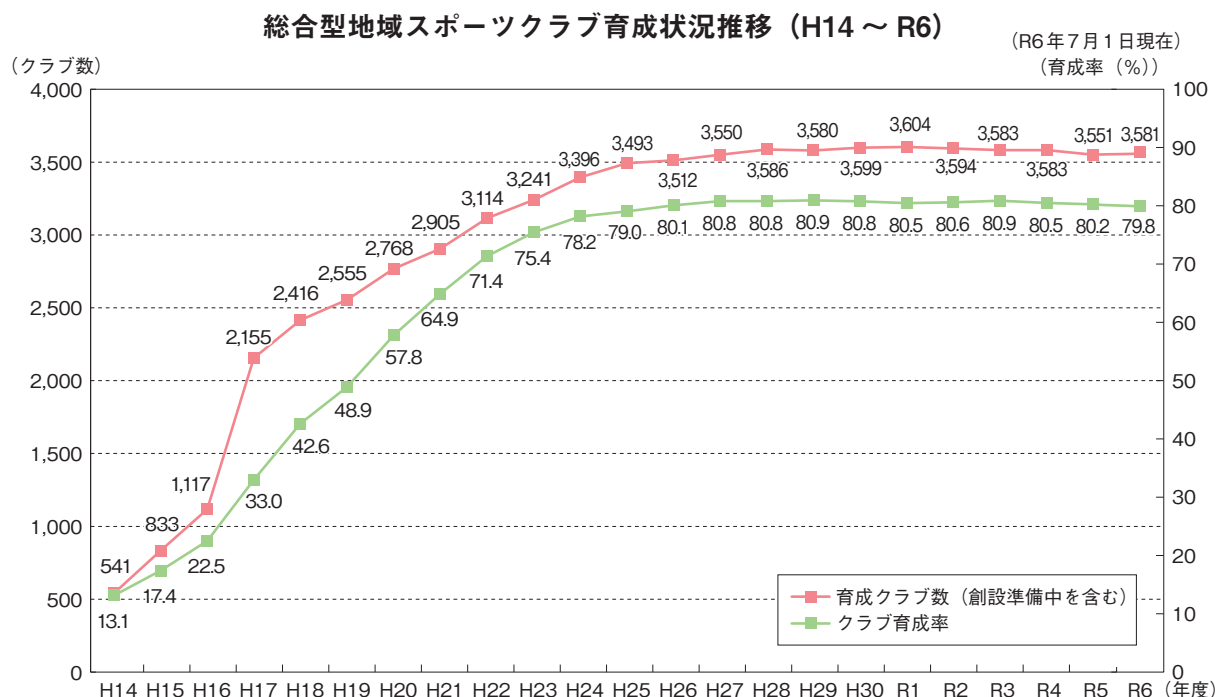
(2) スポーツを実施するための環境整備

総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）は、地域住民が自主的・主体的に運営し、学校や公共施設などを拠点として活動する地域密着型のスポーツクラブです。

生涯スポーツ社会の実現に寄与するほか、地域の子供のスポーツ活動の場の提供、家族のふれあい、世代間交流による青少年の健全育成、地域住民の健康維持・増進等の地域社会の再生に関する多様な効果も期待されています。

「令和6年度総合型地域スポーツクラブに関する実態調査」によると、全国の総合型クラブの育成数（創設準備中を含む）は、同年度現在で3,581クラブ、クラブ育成率（全市区町村数に対する総合型クラブが育成されている市区町村数の割合）は79.8%となっています（図表2-6-5）。

図表2-6-5 総合型地域スポーツクラブ育成状況推移グラフ



公益財団法人日本スポーツ協会（JSPO）との連携の中、令和4年度から運用している「総合型地域スポーツクラブ登録制度」を通じて質的な充実を図るとともに、地域課題の解決に向けた取組を推進しています。また、7年4月1

日からは「総合型地域スポーツクラブ認証制度（部活動の地域展開タイプ）」の運用を開始し、他のタイプについては引き続き検討しています。

第3節 幼児期から大学生までのスポーツ活動の推進

1 子供の体力の現状と課題

「令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、体力合計点は、中学校男子ではコロナ前の水準に戻りましたが、小学校男子及び中学校女子では前年度からほぼ横ばい、小学校女子は引き続き低下している状況です。そのため、スポーツ庁としては、生活全体を通じて少しずつでも運動する機会を確保し、運動好きな子供や日常から運動に親しむ子供を増やすことを目指して、学校・家庭・地域における様々な取組を支援し、子供の運動習慣の形成や体力向上につなげられるよう、①幼児期からの運動習慣形成、②子供のニーズに応じた多様な地域スポーツ環境の整備促進、③体育授業及び授業外における子供の運動意欲の向上、④家庭等で手軽に継続して運動するキッカケづくり等の取組を進めています。

2 幼児期からの運動習慣の形成

幼児期からの運動習慣づくりは、子供の体力向上はもとより、成人以降のスポーツ習慣や高齢期以降の健康の保持にも大きな影響を及ぼすものです。

そのため、スポーツ庁では、家庭や学校をはじめ、地域において、幼児及び小学校児童を対象に、発達段階に応じ

た運動習慣の形成に取り組むことにより、子供の体力向上を目指し、さらに、生涯にわたって運動やスポーツを継続する人が増えるよう取り組んでいます。

3 学校における体育の充実

(1) 学習指導要領の趣旨を踏まえた学校体育の充実

学習指導要領では、小学校から高等学校までを見通した指導内容の系統化や明確化を図りつつ、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの資質・能力をバランスよく育むこととしています（図表2-6-6）。体育・保健体育については、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することを目指しています。また、自己の適性等に応じた「する・みる・支える・知る」といったスポーツとの多様な関わり方、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境づくりと関連付けるよう、学習過程の工夫を求めています。

スポーツ庁では、体育・保健体育の授業の充実を図るために、体育の授業にアスリートを派遣する取組や中学校における多様な武道等の指導の実践研究、障害の有無にかかわらず児童生徒が共に学ぶための指導方法等の実践研究等の取組を実施しています。

体育科・保健体育科の学習指導要領



- ◆体育科・保健体育科では、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成
- ◆小学校から高等学校までの12年間の系統性、発達の段階を踏まえて、4年ごとのまとまりで指導内容を体系化
- ◆小学校から高等学校まで、体育科・保健体育科の授業を1週間で3時間程度実施

各種の運動の基礎を培う時期					多くの領域の学習を経験する時期				卒業後も運動やスポーツに多様な形で関わるようにする時期							
小 学 校							中 学 校		高 等 学 校							
					1 年 生	2 年 生	3 年 生	4 年 生	5 年 生	6 年 生	1 年 生	2 年 生	3 年 生	入学年次	次の年次	それ以降
運 動 領 域 等	体づくりの運動遊び		体づくり運動		体づくり運動		体づくり運動		体づくり運動		体づくり運動		体づくり運動		体づくり運動	
	器械・器具を使つての運動遊び		器械運動		器械運動		器械運動		器械運動		器械運動		器械運動		器械運動	
	走・跳の運動遊び		走・跳の運動		陸上運動		陸上競技		陸上競技		陸上競技		陸上競技		陸上競技	
	水遊び		水泳運動		水泳運動		水 泳		水 泳		水 泳		水 泳		水 泳	
	表現リズム遊び		表現運動		表現運動		ダンス		ダンス		ダンス		ダンス		ダンス	
	ゲーム		ゲーム		ボール運動		球 技		球 技		球 技		球 技		球 技	
											武 道		武 道		武 道	
											体 育 理 論		体 育 理 論			
保 健 領 域 等						保 健				保 健		保 健				
年間授業 時数等	102時間	105時間	105時間	105時間	90時間	90時間	105時間	105時間	105時間	体育 3年間で7～8単位 保健 1単位 保健 1単位						
必修					選択											

(2) 体育活動の安全かつ円滑な実施のための取組

学校における体育活動については、事故防止対策に万全を期する必要がある、スポーツ庁では、体育活動中の事故防止に向けて、事務連絡等を通じて、授業等で使用する用具の安全確保や体罰やハラスメントの根絶、熱中症事故の防止等について取組の徹底を求めています。また、事故防止のための科学的な知見、全国の事故の発生状況や事例等に係る情報を共有するため、全国各地でセミナーを実施しています。

4 運動部活動改革

急激な少子化の進展等により、従来のような形での部活動の実施は困難になってきています。文部科学省では、こうした厳しい状況の中でも将来にわたって子供たちがスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するため、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、5年度から7年度を「改革推進期間」として、部活動の地域クラ

ブ活動への移行等を推進しています。(図表2-6-7)。

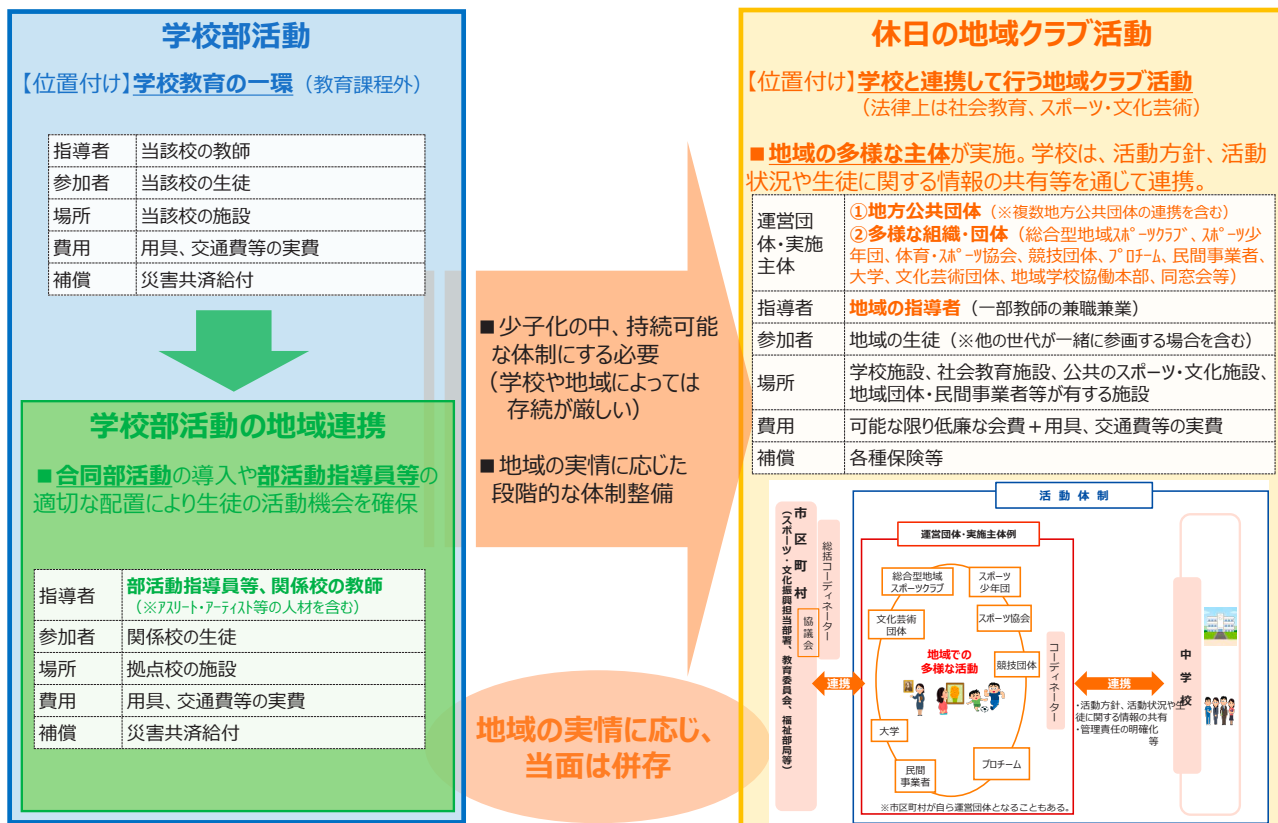
令和6年度には、地域移行に向けた実証事業を全国約510自治体で実施するとともに、部活動指導員の配置等に必要な経費の措置等を行いました。5年度の実証事業の成果や課題を基に、「運動部活動の地域移行等に向けた実証事業事例集」を作成し、スポーツ庁の「部活動改革ポータルサイト」にて公表しており、全国の自治体での取組の参考となるよう、事例の周知に努めています。

さらに、文部科学省では、令和6年8月に「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」を設置し、部活動の地域クラブ活動への移行に係るこれまでの取組の成果や課題、地方公共団体の状況等を踏まえながら、「改革推進期間」後の8年度以降の部活動改革の方向性や支援策等についてご議論いただき、7年5月には「最終とりまとめ」が示されました。この議論も踏まえて、引き続き、地域スポーツの創造と部活動改革を推進していきます。

図表2-6-7

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）



5 大学スポーツの振興

大学スポーツ活動の振興を図るため、「みる」スポーツとしての潜在的価値を十分に生かす新たなムーブメントを創出するための大会の企画運営を行うモデル事業や、大学が有するスポーツ資源を有機的複合的に活用し、各地域の現況に即した課題を解決するためのモデル事業を実施して

います。また、大学スポーツにおける不祥事防止のため、一般社団法人大学スポーツ協会（UNIVAS）と連携し、大学生や指導者・コーチを対象としたコンプライアンス研修や、適切な大学執行部のガバナンスの在り方についての啓発資料及び不祥事が起こった際の対応に係る手引書の普及等に取り組んでいます。

第4節 スポーツにおける多様な人材の育成と女性の活躍促進

1 多様な人材の育成

(1) スポーツ指導者の資質・能力の向上

スポーツの場において、適切な資格や知見を有した指導者の養成・確保が課題になっているため、スポーツ庁では、公益財団法人日本スポーツ協会（JSPO）が実施する公認スポーツ指導者制度及び公益財団法人日本パラスポーツ協会（JPSA）が実施する公認パラスポーツ指導者制度等の理念の理解増進支援を通じて、年齢や性別など多様なスポーツニーズに対応し、スポーツの価値を脅かす体罰、

暴力等を行わない資質・能力の高い指導者養成を推進しています。

(2) アスリートのキャリア形成支援

アスリートが競技外のキャリアにおいてスポーツで培った能力や価値を社会に還元することは大変重要である一方、現役時のアスリートへのキャリア形成支援の不足等の課題が指摘されています。このため、スポーツ庁では、スポーツ関係団体・大学・企業等の関係者が連携して取り組むスポーツキャリアサポートコンソーシアムの運営を通じ

て、キャリア形成のための研修支援や人材育成、情報提供等、積極的な支援体制を構築しています。また、アスリートのキャリア形成上の課題やスポーツ指導者等の人材育成に関する調査研究を実施しています。

2 女性の活躍推進

女性のスポーツ参画については、性年代別の女性、とりわけ20から40歳代の女性のスポーツ実施率の低さ、スポーツ指導者やスポーツ団体の女性役員の割合の低さ、競技スポーツにおける女性の健康課題への対応など、様々な検討すべき課題があります。

「第3期スポーツ基本計画」においては、スポーツを通じた女性の活躍促進の取組として、施策目標に「女性のニーズや健康課題の解決が見込まれるスポーツ実施について、個人や関係団体への普及・啓発を行うとともに、女性

がスポーツをしやすい環境整備等を促進し、女性のスポーツ実施率を向上させること」等を掲げています。

女性のスポーツ実施率の向上については、運動が女性の健康維持増進にもたらす調査結果や、「オリジナルダンス」や「ながら運動」の動画の配信、手軽にできる運動情報等を「女性のスポーツ参加サポートページ」としてウェブサイト^{*3}に取りまとめて掲載しています。

スポーツ団体の女性役員比率の向上については、「スポーツ団体ガバナンスコード（中央競技団体向け）」を踏まえた女性理事割合の引上げを各スポーツ団体に促すとともに、女性役員候補とスポーツ団体とのマッチング支援等を実施しています。国際競技力向上に向けては、健康課題等を解決するためのスポーツ医・科学を活用した支援のほか、妊産期・育児期のアスリートがライフイベントに左右されずに競技を継続するための支援も実施しています。

第5節 パラスポーツの振興

1 パラスポーツの環境の整備

障害のある人のスポーツ実施率について令和6年度の調査では、障害のある人（20歳以上）の週1回以上のスポーツ実施率は32.8%にとどまっており、障害の有無に関わらず、いつでも、どこでも、誰もがスポーツを気軽に楽しめるよう、身近なところでスポーツを実施できる環境を整備することが重要な課題となっています。

身近な地域の拠点である「障害者スポーツセンター」の設置が一部の都府県や政令市にとどまっていることから、その整備促進として、障害者スポーツセンターの整備を検討する地方公共団体や、既存の障害者スポーツセンターの機能強化を検討する地方公共団体に対して、計画策定のための支援等を実施しています。障害者スポーツセンターの整備促進のみならず、広く日本の各地でパラスポーツ活動の機会が創出されるよう、地域のパラスポーツ振興の総括組織である、都道府県・指定都市パラスポーツ協会、同パラスポーツ指導者協議会、パラスポーツ競技団体に対し、スポーツ活動の場づくりや体制の強化等の構築に必要な支援を実施しています。

また、この共生社会の実現に向けて、障害のある人となない人がともにスポーツを楽しむ機会を創出するため、競技団体と民間企業が連携し、障害のある児童となない児童が同一チームを編成した小学生ボッチャ大会といったインクルーシブなスポーツ大会や、公園や商業施設等のオープンスペースを活用したスポーツ体験、デジタル技術を活用し

たスポーツ体験など、パラスポーツ団体や民間企業が行っている先進的なモデルとなる取組について支援しています。

さらに、生涯にわたってスポーツ活動を定着させるためには、学齢期からスポーツに親しむことが重要であることから、特別支援学校等の児童生徒がスポーツ活動に継続して親しむことができる機会を確保するために、多様な活動実態を踏まえ、総合型地域スポーツクラブや社会福祉施設等、多様な地域資源と連携した運動部活動の地域連携・地域移行に向けたモデルの創出や特別支援学校等の全国規模の競技会の開催支援に取り組んでいます。

2 U-SPORT PROJECT コンソーシアム

パラスポーツの振興においては、中心的な担い手となるパラスポーツ競技団体に加え、地域のネットワークをもつ地方公共団体の協力や、民間企業との連携による産業界への広まりが必要です。こうした観点から、競技団体、民間企業、地方公共団体等の連携を促進するための基盤として、令和6年10月に「U-SPORT PROJECT コンソーシアム」を立ち上げました（6年度末の加盟団体数は約60団体）。コンソーシアムでは、加盟団体同士の交流及び情報交換、先行事例の共有等を通じ、団体間の連携を促進することで、多様な主体が参画した持続性のある取組の創出を目指しています。

設立初年度である令和6年度は、先行事例の報告会や、

*3 参照：https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop11/list/jsa_00040.html

加盟団体同士の交流会等を開催しました。

3 全国障害者スポーツ大会

全国障害者スポーツ大会は、障害のある選手がスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加を推進することを目的としたパラスポーツの全国的な祭典です。文部科学省、日本パラスポーツ協会、開催県の3者が主催しており、国民スポーツ大会終了後に、同じ開催地で行われています。

令和6年度は佐賀県で開催され、全国の都道府県・政令市の代表が参加し、正式競技14競技に選手が3,362人、役員が2,598人参加されました。7年度は、滋賀県で開催される予定です。

4 デフリンピック競技大会

2025（令和7）年11月15日（土）～26日（水）にかけて東京都、静岡県、福島県において「夏季デフリンピック競技大会東京2025」（以下、東京2025デフリンピック）が開催されます。

デフリンピック競技大会は、国際ろう者スポーツ委員会（ICSD）の主催で4年に一度世界的規模で行われる聴覚障害者のための総合スポーツ競技大会で、夏季大会と冬季大会が開催されています。

東京2025デフリンピックは、夏季デフリンピック100周年の記念すべき大会であり、日本では初めての開催となります。

大会ビジョンとして、「デフスポーツの魅力や価値を伝

え、人々や社会とつなぐ」、「世界に、そして未来につながる大会へ」、「誰もが個性を活かし力を発揮できる」共生社会の実現」を掲げており、東京都の会場を中心に21競技が実施される予定です。

スポーツ庁では、全日本ろうあ連盟や東京都などの関係団体と連携し、大会の成功に向けて必要な支援・協力を行っています。具体的には、デフスポーツの機運醸成活動への協力や、デフアスリートの強化支援、スタートランプをはじめとする障害者スポーツ用具の整備の支援などです。

特に、デフスポーツの機運醸成活動については、大会開催1年前イベントとなる「東京2025デフリンピック1 Year To Go」をはじめとした全国各地で開催されるイベントへの協力のほか、文部科学省エントランスでの広報物展示やこども霞が関見学デーでの大会PRコーナーの出展など、大会の成功及びデフスポーツの振興に向けて取り組んでいます。

5 スペシャルオリンピックス世界大会

スペシャルオリンピックス世界大会は、4年に一度行われる知的障害のある人のスポーツの世界大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されています。夏季大会は、1968（昭和43）年、冬季大会は1977（昭和52）年からそれぞれ開催されており、2023（令和5）年6月にはドイツのベルリンで夏季大会が開催され、日本からは73名の選手が参加しました。2025（令和7）年3月はイタリアのトリノで冬季大会が開催されました。

第6節 スポーツの成長産業化

スポーツの持続的な発展のためには、官民連携による取組の促進によりスポーツへの民間投資を呼び込むとともに、プロスポーツ等と地域スポーツの一層の連携により、人材や資金が循環する仕組みを創出することも重要です。スポーツの成長産業化に向けて、地域活性化の核となるスタジアム・アリーナ改革やそれを更に発展させたスポーツコンプレックスの推進、スポーツイベントにおいて高付加価値な体験を提供するスポーツホスピタリティの普及・発展、スポーツDXの推進、他産業との融合を促進するオープンイノベーション等の取組を進めています。

1 スタジアム・アリーナ改革から、さらにスポーツコンプレックスの推進へ

スタジアム・アリーナは、地域活性化の起爆剤となる潜

在力の高い基盤施設です。その潜在力を最大限発揮させるため、これまでスポーツ庁では、相談窓口の設置、専門家派遣等を通じた整備構想・計画の策定支援、改革のモデルとなる施設の選定（令和2年度から合計21拠点選定）等に取り組んできました。加えて6年度はスタジアム・アリーナ改革を更に発展させ、十分なエリアマネジメントの下、スタジアム・アリーナを他の施設やインフラ等とともにまちづくりとして総合的・複合的に整備・活用する「スポーツコンプレックス」という考え方も含めた「スタジアム・アリーナ改革ガイドブック」の改訂を行いました。

2 スポーツホスピタリティの推進

スポーツ庁では、新たな観戦スタイル、特別な体験、充実した飲食等のサービス等の提供を行い、スポーツ観戦を

高付加価値化するスポーツホスピタリティを我が国に拡大させる取組を行っており、令和6年度は、サービス提供の実施に向けたガイドブックの作成を行いました。

3 スポーツの場におけるDXの推進

テクノロジーの活用は、時間や場所等の制限を超えたスポーツの新しい楽しみ方の創出やサービスの多様化、新しい収益源としてスポーツの成長産業化へ寄与することが期待されており、スポーツ庁では、令和6年度取組として、スポーツ団体等の収益に資する戦略策定・実装支援

や、テクノロジー活用に必要な人材に係る調査等を行いました。

4 スポーツオープンイノベーションの推進

スポーツ界が有するデータや権利等の多様なリソースと他の産業や学術機関等が有する技術・ノウハウ等の融合により、新たな財・サービスの創出を促進するスポーツオープンイノベーションプラットフォーム（SOIP）の構築を推進しています。

第7節 スポーツを通じた地域活性化

1 地域のスポーツ施設の整備・運営

地域住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる場として、地域のスポーツ施設は重要な役割を果たしています。スポーツ庁では、施設の老朽化や財政の制約等に伴う地域住民のニーズに対応していくため、引き続き学校施設環境改善交付金等による社会体育施設・学校体育施設に対するハード面の支援を行いました。そのほか、地域の核となろうる新たなスポーツ施設の事例集作成に加え、学校体育施設の有効活用、公園、歩行空間、広場等といったオープンスペースの活用の推進など、ソフト面の対応も進めました。

また、まち全体でスポーツに親しめるような場のあり方を探るため、令和5年度に引き続き「スポーツ・健康まちづくりデザイン学生コンペティション」を開催し、学生からのアイデアやデザインを募集・表彰しました。



スポーツ・健康まちづくりデザイン学生コンペティション2024の様子

2 国立スポーツ施設の活用

2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開閉会式及び陸上競技の会場としても利用された国立競技場は、国際的・全国的なスポーツ大会をはじめ、高校生や大学生などの全国大会、地域や学校等のスポーツイベントなどが開催されるスポーツ振興の中核的な拠点として活用されています。2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会のレガシーに広く国民が触れられる機会の創出や日々人々が集い、賑わいを提供できる場として国民に長く愛されるナショナルスタジアムを目指し、利活用の促進を図っています。

また、国立競技場に近接する秩父宮ラグビー場では、ラグビーの国際試合、日本選手権、リーグワン、大学選手権などの利用に供するとともに、1964年東京オリンピックの水泳とバスケットボールの会場として1964年に竣工した国立代々木競技場では、第一体育館、第二体育館において各種スポーツのトップリーグのほか国際大会や国内大会などが開催されるとともに、室内水泳場やフットサルコートにおいて各種教室やイベントを開催するなど、国民の幅広いスポーツ利用に供しています。

3 スポーツツーリズム振興に向けた取組

スポーツ庁では、地域スポーツ資源を活用した武道をはじめとするスポーツツーリズムのコンテンツ創出を支援しています。令和6年度は、テーマ別に10件のコンテンツ創出を支援するとともに、コンテンツと連携したデジタルプロモーション等を実施しました。また、武道ツーリズムのプロモーションの一環として体験イベントの開催や海外で開催される旅行博への出展等を実施しました。そのほか、平成28年に締結された「スポーツ庁、文化庁及び観光庁の包括的連携協定」を令和7年2月に改定したほか、

「第9回スポーツ文化ツーリズムアワード」において7団体の取組を表彰しました。

4 地域活性化の担い手となる地域スポーツコミッションへの支援

スポーツ庁では、地方公共団体、スポーツ団体、民間企業（観光産業、スポーツ産業）等が一体となり、スポーツによるまちづくり推進の担い手組織である「地域スポーツコミッション」の設立及び事業の多角化に対し支援を行っています。地域スポーツコミッションは、各地でスポーツツーリズムの推進、大会や合宿・キャンプの誘致、地域住民向けの健康増進等の活動を行っており、令和6年度は

15件の取組を支援しました。同年10月現在では、207か所の設置が確認されており、引き続き担い手となる人材の育成・確保の後押しを進めます。

5 スポーツ・健康まちづくりの全国展開

スポーツによるまちづくりに積極的に取り組もうとする自治体を後押しするため「スポーツ・健康まちづくり優良自治体表彰（スポまち！表彰）」を開催しました。令和6年度は20自治体を表彰し、表彰自治体の中から特色ある取組計画の自治体に対し特別賞を授与しました。「スポーツ・健康まちづくり」に取り組む自治体は増加しており、全国に着実な広がりを見せています。

第8節 スポーツを通じた国際交流・協力

1 国際交流・協力の推進

スポーツ庁では、「Sport for Tomorrow」事業をはじめ、スポーツを通じた社会課題の解決に向け、各国との連携強化のための政策対話や共同事業の実施、スポーツによる国際交流・協力に取り組んでいます。

また、国際スポーツ界における我が国の影響力の向上とスポーツによる国際社会の発展への貢献を図るため、国際競技連盟（IF）等の日本人役員の増加・再選に向けた取組や国際スポーツ界の中核的存在となる人材育成、国内外のネットワークの強化等の支援を行っています。

さらに、スポーツ産業分野では、国際展開を促進するプラットフォーム「JSPIN（Japan Sports Business Initiative）」を運用し、企業・団体間のネットワーク構築や国際スポーツビジネス会議への出展支援等を行っています。

2 国際競技大会の招致・開催に対する支援

我が国で国際競技大会を開催することは、スポーツの振興や国際交流、国際親善や経済・地域の活性化等にも大きく寄与することから、スポーツ庁では、国際競技大会の招致・開催が円滑に行われるよう、関係団体・府省庁との連絡調整を行い、必要な協力・支援を行っています。2025（令和7）年には、東京2025世界陸上競技選手権大会、第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025、2026（令和8）年には、第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）、愛知・名古屋2026アジアパラ競技大会、2027年（令和9）年には、ワールドマスターズゲームズ2027関西大会の開催が予定されています。

第9節 国際競技力の向上

1 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備

スポーツ庁では、「第3期スポーツ基本計画」及び「持続可能な国際競技力向上プラン」を踏まえ、関係機関と連携しつつ、我が国の国際競技力向上に向けた支援や環境整備に取り組んでいます。

（1）中長期の強化戦略に基づく競技力向上を支援するシステムの確立

オリンピック競技・パラリンピック競技について、中央競技団体（NF）による選手強化活動（強化合宿、コーチ等設置など）に対する国の助成金の額を拡充し、支援の充

実を図るとともに、日本スポーツ振興センター（JSC）、日本オリンピック委員会（JOC）及び日本パラスポーツ協会（JPSA）日本パラリンピック委員会（JPC）からなる協働チームによる協働コンサルテーションを実施し、NFが策定する強化戦略プランの実効化に向けた多面的な支援を行っています。各NFの強化戦略プランは、協働チーム並びに外部有識者によって評価され、国はその評価結果を各種事業の資金配分に活用しています。

アスリートの発掘・育成・強化の取組は、NFだけでなく、地方公共団体、その他関係機関等、様々なところで行われています。より多くの優れた能力を有するアスリートを発掘し、育成・強化につなげていくため、NFや地方公共団体等の取組の有機的な連携が図られるよう、NFにお

けるアスリート育成パスウェイの構築等を支援しています。

(2) スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援の充実

我が国のスポーツ医・科学支援、研究及びトップアスリートのトレーニング中核拠点であるハイパフォーマンススポーツセンター（HPSC）を中心に、アスリートへのスポーツ医・科学、情報等による専門的かつ高度な支援を実施しているほか、HPSCでのトレーニングが困難な競技については、既存のスポーツ施設をナショナルトレーニングセンター（NTC）競技別強化拠点^{*4}に指定することで、アスリート支援の充実に取り組んでいます。

さらに、国際総合競技大会においては、現地にサポート拠点を設置し、試合直前までアスリートを支える環境を構築する等の取組を行っています。

令和5年度からは、居住地域にかかわらず、全国のアスリートがスポーツ外傷・疾病・障害を予防し、健康を維持しながら安全に競技を継続できるよう、地域と一体となって、スポーツ医・科学支援を受けられる環境の整備を進めています。

(3) 全てのアスリートが安心して競技活動に専念できる環境の確保

スポーツ庁では、世界を舞台に日本を代表して戦うトッ

プアスリートをSNS上の誹謗中傷等から守るべく、JOC・JPSAが協働して行う啓発活動やアスリートへの伴走支援等の取組を支援しています。

また、女性アスリートへの支援として、医・科学サポート等を活用した健康的な競技環境の充実や、相談窓口の設置、競技活動を継続しながらライフイベントを充実させるための妊産期・育児期の支援プログラムの拡充等を行っています。さらに、これまでの研究成果やノウハウなどの情報を誰もが簡便に利活用できるようオンラインプラットフォームの整備・拡充にも取り組んでいます。

(4) 国民スポーツ大会の開催

国民スポーツ大会は、広く国民の間にスポーツを普及し国民の体力の向上を図るとともに、地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与することを目的として、毎年度道府県対抗方式によって開催される国内最大の総合スポーツ大会です。文部科学省、公益財団法人日本スポーツ協会（JSPO）、開催地の都道府県が共同で国民スポーツ大会を主催しています。令和6年は、第78回冬季大会（北海道、山形県）と第78回本大会（佐賀県）を合わせて40競技が実施され、約2万4,000名の都道府県代表選手・監督が天皇杯（男女総合成績第1位）・皇后杯（女子総合成績第1位）を目指して競い合いました（図表2-6-8）。

図表2-6-8 国民スポーツ大会（令和6年）競技種目及び選手・監督数

季別（開催県）	正式競技	公開競技
冬季大会（北海道、山形県）	3競技 スケート、アイスホッケー、スキー 2,749名	なし
本大会（佐賀県）	37競技 陸上競技、水泳等 21,247名	7競技 綱引、ゲートボール、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック、武術太極拳 2,069名
計	40競技 23,996名	7競技 2,069名

令和17年の三重県での開催をもって、国民スポーツ大会（旧国民体育大会）の2巡目が終了するため、令和6年6月、JSPOにおいて、スポーツ関係者のみならず、全国知事会、経済界、メディア等様々な立場から参画いただいた有識者会議を設置し、開催自治体の負担軽減を図りながらも、時代のニーズに応え、地域スポーツの振興や地域活性化につながる大会となるよう議論が行われてきました。

有識者会議の提言では、

- ① トップアスリートが参加しやすい環境を整えるとともに、開催自治体の負担軽減を図るために競技会を年間を通じて開催すること、

- ② 国民スポーツ大会を生かした「地方創生・まちづくり」を推進すること、

- ③ 開催自治体に大会開催準備等のノウハウを提供する機関を構築すること

など、構造改革による「魅力ある持続可能な大会」の実現に向けた方策が盛り込まれ、全国知事会、JSPO、文部科学省の三者で協議しながら、提言のさらなる具体化を図ることとなりました。

*4 令和7年4月時点：44か所

第10節 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値向上

1 スポーツ・インテグリティの確保

(1) スポーツ団体のガバナンス強化、コンプライアンスの徹底

「見る人々を感動させ、国民に勇気や感動を届ける」というスポーツが持つ価値を実現していくためには、その前提として、スポーツの普及・振興等の重要な担い手であるスポーツ団体が適切に運営されていることが重要です。しかしながら、これまでに様々な競技において、スポーツ団体の組織運営上の問題や指導者による暴力行為等に起因した問題事案が発生しています。スポーツ庁では、令和元年に、スポーツ団体が適切な組織運営を行う上での原則・規範を示す「スポーツ団体ガバナンスコード」（以下「コード」という。）を策定し、統括スポーツ団体による中央競技団体（NF）へのコードに基づく適合性審査を実施する等、関係機関と連携し、スポーツ・インテグリティの確保に取り組んできました。

令和5年度には、コードに基づく全NFへの適合性審査が一巡したことから、これまでの取組の成果・課題等を踏まえコードの改定を行い、6年度から二巡目の適合性審査を行っています。引き続き、統括団体等と共にスポーツ団体への周知を行い、適正なガバナンスの確保に向けた取組を進めていきます。

(2) 国際競技大会のガバナンスの確保

国際競技大会の透明性や公正性を確保するためには、大会を運営する組織のガバナンス確保が重要です。令和5年3月に「大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方に関する指針」を策定しており、6年度は本指針の内容等を解説する動画を作成して関係者への周知を進めています。今後も、大会のガバナンス確保に向けた取組を進めていきます。

(3) スポーツを行う者の権利・権益の保護

スポーツ・インテグリティの確保のためには、スポーツを行う者の権利・利益の保護も重要です。

スポーツ団体の決定は全ての競技者の活動に関わることから、広く公共性が求められ、その決定の際には全ての競技者にとって適正かつ公平な措置が必要です。競技団体の代表選手選考や競技資格停止処分などをめぐる紛争解決の手段として、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁・調停があり、スポーツ団体のスポーツ仲裁自動応諾条項の採択状況は83%（令和6年）と近年着実に増加しています。スポーツ紛争の迅速かつ適正な解決に向けた更なる体制整備のため、スポーツ庁では、スポーツ仲裁・調停に関する理解増進、仲裁人・調停人等のスポーツ仲裁に関わる専門的人材の育成に向けた支援に取り組んでいます。

2 ドーピング防止体制の推進

我が国では、2006（平成18）年12月26日にユネスコの「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」を締結し、世界ドーピング防止機構（WADA）のアジア地域を代表する理事国・執行委員国として、国際的なドーピング防止活動に率先して取り組んでおり、国際的に見ても我が国のドーピング防止規則違反確定率は低い状態を維持しています。

スポーツ庁では、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）との連携を図りつつ、アスリート等に対するドーピング防止教育、ドーピング検査技術の研究開発などに積極的に取り組むとともに、ドーピング防止の知見等を活用し、スポーツにおける医薬品の不適切使用防止に関する一般向けの啓発活動を推進しています。今後も、関係団体と連携し、スポーツの価値を守るため、クリーンでフェアなスポーツの実現に努めていきます。